

2026年5月25日

各位

会社名 PostPrime 株式会社
 代表者名 代表取締役社長 松島 悟
 (コード:198A 東証グロース市場)
 問合せ先 コーポレート本部長 中井 祐輔
 (TEL:03-6758-7255
<https://corp.postprime.com/contact>)

第三者割当による新株式の発行並びに 第7回新株予約権(エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型)の発行に関する お知らせ

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式の発行(以下「本新株式」といいます。)及び第7回新株予約権(エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型)(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(本新株式の発行と本新株予約権の発行を総称して以下「本資金調達」といいます。)を決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 第三者割当による本新株式及び本新株予約権(エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型)の発行

1. 本新株式及び本新株予約権(行使価額固定型)の概要

(1)本新株式

(1) 払込期日	2026年6月10日
(2) 発行新株式数	普通株式 2,098,000 株
(3) 発行価額	1株につき 143 円
(4) 調達資金の額	300,014,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、サイブリッジ合同会社に 2,098,000 株を割り当てます。
(6) その他	金融商品取引法による有価証券届出書の届出及びその効力発生を条件とします。

(2)本新株予約権(エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型)

(1) 割当日	2026年6月10日
(2) 新株予約権の総数	37,970 個(本新株予約権1個当たり100株)

(3) 発行価額	新株予約権1個につき 148 円 茄子評価株式会社による一般的な価格算定モデル(モンテカルロ・シミュレーション)を基礎とした公正価値評価に基づき決定。
(4) 当該発行による潜在株式数	当社普通株式 3,797,000 株(本新株予約権1個当たり 100 株)
(5) 調達資金の額	605,545,560 円 5,619,560 円(新株予約権払込金額の総額) + 599,926,000 円(全新株予約権行使時払込額)
(6) 行使価額	1株当たり 158 円 (2026 年 5 月 22 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値)。
(7) 募集又は割当方法(割当予定先)	第三者割当の方法により、サイブリッジ合同会社に全ての本新株予約権を割り当てます。
(8) その他	金融商品取引法による有価証券届出書の届出及びその効力発生を条件とします。本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、「最新テクノロジーを使って、誰でもお金のことを楽しく学べるプラットフォームを拡大すること」をミッションに掲げ、金融・経済情報プラットフォーム事業である SNS「PostPrime」の運営を主力事業として展開しております。また、2024 年 10 月に設立した子会社 TakaTrade 株式会社を通じて、取引プラットフォーム事業(商品 CFD 取引サービス「TakaTrade」)にも進出しております。当社は、2024 年 6 月 20 日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。

上場後においては、以下のとおり複数の経営課題に直面しております。

① 金融・経済情報プラットフォーム事業(PostPrime 事業)の不調

PostPrime 事業は、ユーザーが、クリエイターが任意に設定した月額料金を支払うことでそのクリエイターの投稿を有料で視聴・閲覧することが可能となる「プライム登録」と、プライム登録の支払いにあたり登録グレードに応じた割引を受けられる他、ユーザーによる株式指数等に関する予想の投票を集計した結果について、有利な情報を閲覧可能になる、最低月額料金 920 円からの「メンバーシップ」の 2 つのサービスの提供が主軸となっています。これらはいずれも月額課金型の有料サービスであり、課金件数の増加が当社の収益成長に直結します。しかしながら、プライム登録件数は 2025 年 5 月末時点の 17,107 件から 2026 年 1 月時点には 14,324 件へ、メンバーシップ登録件数も同時点で 5,151 件から 4,201 件へと継続的に減少しており、新規ユーザーの獲得及び既存ユーザーの継続率改善が当社の収益成長に向けて十分でない状況にあります。2026 年 5 月期第 3 四半期においては、同事業の売上高は 483 百万円(前年同期比 29.3%減)、営業損失は 15 百万円(前年同期は営業利益 253 百万円)となり、黒字体質からの転落が顕在化しております。

② 取引プラットフォーム事業(TakaTrade 事業)の大幅赤字

TakaTrade 事業は、2025 年 8 月に商品 CFD 取引サービスを開始いたしましたが、当初の予定であった 2025 年 6 月よりもサービス開始が遅れたことから、PostPrime コインを積極的に配布することによ

り促進した口座開設の時期と商品 CFD 取引開始が可能となった時期にタイムラグが生じ効果的に取引規模拡大につなげることができなかつたこと等による影響で取引規模の拡大が大幅に遅れており、2026 年 5 月期第 3 四半期において、同事業の売上高は 12 百万円(前年同期は一千円)、営業損失は 202 百万円(前年同期は営業損失 68 百万円)に拡大しております。

③ 創業者の経営からの離脱

当社の創業者である高橋ダニエル氏は、2026 年 1 月 14 日付でその資産管理会社である DAN TAKAHASHI LLC が保有する当社普通株式 2,029,500 株(発行済株式の 19.80%)をサイブリッジ合同会社(以下「割当予定先」といいます。))に譲渡し、その後、2026 年 3 月 25 日開催の臨時株主総会を経て取締役を退任いたしました。当社は創業者への高い依存に起因した事業推進体制による課題を認識しており、新経営体制への移行が必要な状況です。

④ 業績の大幅な下方修正

上記の①金融・経済情報プラットフォーム事業(PostPrime 事業)の不調、及び②取引プラットフォーム事業(TakaTrade 事業)の大幅赤字により、当社は 2026 年 1 月 14 日付で 2026 年 5 月期の通期連結業績予想を大幅に下方修正し、売上高 597 百万円(前期比 33.4%減)、営業損失 316 百万円、経常損失 294 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失 322 百万円を見込んでおります。

当社グループの財政状態については、2026 年 2 月末時点において現金及び預金 735 百万円を保有しております。しかしながら、2026 年 5 月期において営業損失 316 百万円を見込んでおり、既存事業の運営に必要なシステム利用費及び人件費等の運転資金として今後 3 年間で 609 百万円の支出が見込まれます。また、TakaTrade 事業においては、ユーザー数の増加に伴う預託金の増加及びカバー先(当社がユーザーから受注した CFD 取引のポジションに係る価格変動リスクをヘッジするためにカバー取引の相手方となる大手金融機関・証券会社等)への保証金の差入増加により、手元資金がさらに減少する見通しです。

このような状況に鑑み、当社は 2026 年 1 月 14 日付で割当予定先との間で資本業務提携契約を締結し、割当予定先が当社の主要株主及び筆頭株主(議決権所有割合 19.80%)となりました。その後、2026 年 3 月 25 日開催の臨時株主総会において、割当予定先から推薦を受けた松島氏、水口氏及び西川氏の 3 名が取締役に選任され、水口氏を取締役会長、松島氏を代表取締役社長とする新経営体制へと移行いたしました。なお、割当予定先は 2026 年 3 月 25 日付で当社のその他の関係会社に該当しております。

本資金調達、上記の経営改革をさらに加速させるため、2026 年 1 月 14 日付資本業務提携契約において合意された「新株予約権の発行等による追加的な資本提携の検討」を具体化するものであり、以下の目的で実施するものであります。

(a) 即時の運転資金及び M&A 資金の確保(本新株式及び本新株予約権の発行)

本新株式及び本新株予約権の発行により調達する 900 百万円のうち、101 百万円を運転資金に、799 百万円を M&A 資金に充当いたします。当社の既存事業の安定的な運営を確保するとともに、成長戦略の柱である M&A の初動資金を確保いたします。

(b) エクイティ・コミットメントラインの設定による機動的な M&A 資金の確保(本新株予約権の発行)

本新株予約権の発行により、最大 600 百万円の追加資金調達枠(エクイティ・コミットメントライン)を設定いたします。本新株予約権にはコミットメント条項が付されており、割当予定先は発行要項に従い権利行使を行うことができることに加え、当社取締役会の行使指示に対して行使義務を負うため、資金需要が発生した時点で短期的かつ確実に資金調達を実現することができます。なお、当該行使指示が当社取締役会で決議された場合は適時開示する予定です。

エクイティ・コミットメントラインを設定する戦略的な理由は以下のとおりであります。

- ・M&A ソーシングの効率化:当社が最大 600 百万円の追加資金調達枠を確保していることを対外的に示すことで、M&A 候補先企業やそのアドバイザーに対して当社の買収資金力を明確に提示でき、案件ソーシングを効率的に進めることが可能となります。

- ・機動的な大型 M&A の実現:当社の現在の財務規模に比してサイズの大きい M&A 案件が出現した場合でも、当社取締役会の行使指示により短期間(30 日以内)で確実に資金調達を実行できるため、好条件の案件を逃すことなく機動的に M&A を実現できます。

・確実な資金調達の実現：一般的な新株予約権と異なり、割当予定先の任意行使に依存するものではなく、当社取締役会の行使指示に基づく割当予定先の行使義務(コミットメント条項)により、確実な資金調達を実現することができます。但し、行使指示の条件として、行使指示日の直前取引日の東証終値が行使価額の120%(1円未満切り捨てにより189円)以上であることが必要であり、株価が当該水準を下回る局面が継続した場合には行使指示を行うことができず、資金調達が実現しない可能性があります。

(ア)エクイティ・コミットメントライン(行使指示条項)の内容

当社は、行使期間中、当社の資金需要に応じて、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指示することができます(以下「行使指示」)。割当予定先は、当社からの行使指示を受けた場合、行使指示に従い本新株予約権を行使する義務を負います(コミットメント条項)。本スキームにより、当社は必要なタイミングで必要な金額を調達する機動的なエクイティ・ファイナンスが可能となります。

行使指示は、書面(電子メールを含む。)により行うものとし、行使を求める新株予約権の数量及び行使期限を記載します。なお、割当予定先は、当社からの行使指示がない場合においても、行使期間中であれば自己の裁量により本新株予約権を行使することができます。

行使指示の条件

- (1) 行使指示日の直前取引日の東証終値が行使価額の120%(189円)以上であること
- (2) 当社普通株式が東京証券取引所において通常の取引が行われていること
- (3) 有価証券届出書、有価証券報告書等の法定開示書類が適時に提出されていること

コミット期間：行使指示日から起算して30日以内に、割当予定先は指示された数量の新株予約権を行使します。

コミットメント上限：1回の行使指示における数量上限は、18,985個を超えないものとします。

コミット条項の消滅事由：以下のいずれかに該当した場合、割当予定先の行使義務は消滅します。

- (1) 当社が法的倒産手続の申立てを受け又は自ら申し立てた場合
- (2) 当社普通株式の上場廃止又は上場廃止に係る猶予期間入りが決定された場合
- (3) 当社の表明保証に重大な違反があった場合

新経営陣のもと、当社は「選択と集中」を通じた第二創業の成長創出を掲げ、非中核事業であるTakaHealthに投じていた経営資源をPostPrime事業へ集中するとともに、PostPrime事業においてはトップクリエイターのリクルーティング、有料ユーザー用掲示板の導入による高品質コミュニティの構築、ユーザー獲得チャネルの多角化等の施策を推進しております。加えて、M&Aによる非連続的な成長戦略の推進を重要課題と位置付けております。

このように、本第三者割当による資金を即時の運転資金及びM&A資金へ投下することにより当社グループにおける強固な事業基盤の形成に繋げ、企業価値の向上をもって既存株主の利益に貢献するとの判断に至り、本第三者割当による本資金調達の実施を本日の取締役会で決議いたしました。

(2)資金調達方法の概要及び選択理由

今回の資金調達手法は、当社といたしましても、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるのと同時に、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

① 金融機関等からの間接金融による資金調達に現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。

② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断したこと。また、当社は、時期を逸しないよう早急、確実かつ機動的に資金を確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。

③ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性があることから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

これらの検討を踏まえ、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、既存株主の持株比率の希薄化を引き起こし、既存株主の利益に一定の影響を及ぼす可能性があります。確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先との新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。

割当予定先との交渉において、当社の業績及び希薄化の規模を勘案すると全額を新株式で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、新株式と合わせて新株予約権の割り当てを実施することで、一定程度の当社資金需要を満たすとともに、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあります。これらを鑑み、割当予定先と協議し新株式及び新株予約権を併用する資金調達の方法を選択いたしました。

以上のように引受先の選定を経て、割当予定先に本新株式及び本新株予約権を併用する方法で割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断しております。

<本新株予約権の特徴>

(本新株予約権のメリット)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、以下の特徴があります。

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆる MSCB や MS フラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は 158 円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

②取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、2週間前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

③譲渡制限

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。また、割当予定先が、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、当社は、割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを割当予定先より口頭にて確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本割当契約及び発行要項に基づく本新株予約権に係る権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

(本新株予約権のデメリット)

①資金調達ができない可能性

本新株予約権の行使価額は発行決議日の直前取引日時点の株価を基準として、158円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります。

②既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、3,797,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	905,559,560円
②	発行諸費用の概算額	5,014,790円
③	差引手取概算額	900,544,770円

(注)

1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額(300,014,000円)、及び本新株予約権の払込金額の総額(5,619,560円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の額(599,926,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、特別委員会費用(1,000,000 円)、株式会社トクチョーへのコンプライアンスチェック調査費用(255,000 円)、株式会社ディー・クエストへのコンプライアンスチェック調査費用(20,000 円)、Of All 株式会社(茄子評価株式会社の営業会社)への本新株予約権の発行価額算定費用(500,000 円)、登録免許税(3,239,790 円)であります。
4. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

	具体的な用途	金額(百万円)	支出予定時期
①	運転資金	101	2026年6月～2027年5月
②	M&A 資金	799	2026年6月～2028年3月
	合計	900	

(注)

1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

本第三者割当により調達する資金の具体的な用途は以下の通りです。

① 運転資金 101 百万円

当社グループは、金融・経済情報プラットフォーム事業及び取引プラットフォーム事業の 2 事業を展開しております。金融・経済情報プラットフォーム事業においては、投資・経済・金融に特化した SNS「PostPrime」を運営しており、月額課金型のサブスクリプション収益が売上の大半を占めております。取引プラットフォーム事業においては、連結子会社である TakaTrade 株式会社が商品 CFD 取引プラットフォーム「TakaTrade」を運営しており、2025 年 8 月よりサービスを開始しております。

当社グループは、2026 年 5 月期において営業損失 316 百万円を見込んでおります。当社は営業損失の継続及び、商品 CFD 取引プラットフォームを提供する TakaTrade 事業における預託金・差入保証金等の増加に伴い手元資金が減少傾向にあり、既存事業の安定的な運営を継続するための追加的な運転資金の確保が必要であります。

TakaTrade 事業においては、ユーザー数の増加に伴い顧客から預かる預託金が増加しているほか、大口顧客の取引拡大によりカバー先(流動性プロバイダー)に対して差し入れる保証金も増加しており、これらが手元資金の減少要因となっております。なお、カバー先(流動性プロバイダー)とは、当社がユーザーから受注した CFD 取引のポジションに係る価格変動リスクをヘッジするため、当社が反対ポジションを取るカバー取引の相手方となる金融機関・プライムブローカー等の事業者であります。当社はユーザーとの間の約定価格とカバー先との間の約定価格の差分(スプレッド)を主な収益源とする、いわゆる Aブック方式を採用しており、カバー取引の維持に際してカバー先へ差し入れる保証金(当社のバランスシート上「差入保証金」として資産計上)は、取引継続中は返還を受けることができず実質的に拘束された資産となるため、ユーザーの取引規模の拡大に伴いその額が増加するほど当社の手元流動資金が圧迫される構造となっております。調達する資金で充当予定の運転資金 101 百万円は以下に優先して費消します。

- ・システム利用費:78 百万円(充当予定時期:2026 年 6 月～2027 年 5 月)
- ・人件費:23 百万円(充当予定時期:2026 年 6 月～2027 年 5 月)

② M&A 資金 合計 799 百万円(本新株式より 199 百万円+本新株予約権の行使資金より 599 百万円)

当社は、成長戦略の柱として、M&A 戦略を掲げています。2026 年 4 月 17 日付定時取締役会において、当社は M&A 方針を決議しております。M&A 方針としては、PostPrime のユーザー基盤の拡大、コンテンツ供給力の強化、収益源の多角化(サブスク・金融・IP・制作)、LTV 最大化を目的とし、以下の表のとおり、当社の中長期的な収益基盤を強化する M&A を推進してまいります。

なお、本新株予約権については、当社取締役会の行使指示に基づき M&A の資金需要が発生した時点で必要な数量のみ行使指示を行う方針であり、M&A 案件が発生しない限り行使指示を行わないことを基本方針としております。本新株予約権の行使指示の条件(行使指示日の直前取引日の東証終値が行使価額の 120% 以上であることを充足しない場合等により行使による資金調達の実現しない場合には、金融機関からの借入等による資金調達を検討するとともに、取得条項に基づき残存する本新株予約権の任意取得・消却を実施した上で、改めて別の投資家を対象としたエクイティ・ファイナンスの実施を検討してまいります。

また、M&A 案件の規模・条件等により調達資金の全額が M&A 資金として充当されない場合には、残余資金については当社グループの運転資金に充当するとともに、資金使途又は金額に変更が生じた場合には、速やかに開示を行う予定です。

1. 投資テーマ A. 即時収益・基盤拡張:投資/金融メディア、有料コミュニティ、インフルエンサー基盤 B. 中期成長領域:エンタメ IP(声優・音楽・YouTuber)、教育コンテンツ、コンテンツ制作会社 C. 基盤強化領域:マーケティング会社(SNS/広告)、データ基盤(CRM/LTV)、金融プロダクト ※制作・IP・配信・金融を横断的に組み合わせ、収益機会の拡張を図る
2. 投資基準 (定量)売上 1~10 億円、EBITDA 黒字または 1 年以内黒字化、EV/EBITDA 倍率 3~6 倍、回収期間 3 年以内 (定性)収益基盤の拡張に資する事業であること、継続消費型ビジネスであること、特定人物への依存度が低いこと、PMI による改善余地があること
3. 成長領域 メディア、コンテンツ、エンターテインメント、マーケティング、金融領域を横断し、収益機会の拡張を図る

このような M&A 方針の下、当社は、割当予定先との資本業務提携の一環として、割当予定先のグループ企業である株式会社サイブリッジと 2026 年 4 月 1 日付で M&A 候補案件の探索および初期スクリーニング等を業務内容とする業務委託契約を締結しており、案件ソーシングを開始しています。4 月 17 日から同社と協議し 13 社掲載のショートリストを作成し、継続的に M&A の案件ソーシングを進めています。

現時点において具体的な M&A 案件は確定しておりませんが、当社が意向表明を提出している案件が 2 件、また、トップ面談を実施している案件が 4 件あり、当社事業との親和性が高い対象領域について検討を進めており、具体的な案件が確定次第、速やかに開示いたします。なお、M&A 資金の使途又は金額につきましては、案件の規模、条件等により変更する可能性がございます。変更が生じた場合、速やかに開示を行う予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本資金調達により調達した資金を上記使途に充当し、既存事業の安定的運営の確保及び M&A を通じた非連続的な成長の実現を目指してまいります。その結果、当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の向上が図られるものと考えており、資金使途については合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

- ① 本新株式 本新株式の払込金額は、本取締役会決議日の直前取引日である 2026 年 5 月 22 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 158 円に対して日本証券業協会の定める「第三者割当増資

の取扱いに関する指針」において許容される 10%を超えない範囲でディスカウントした金額として 143 円といたしました。上記の発行価額に設定した経緯には、既存事業を安定的に運営するだけでなく、外部企業とのM&Aにより創業者依存から脱却した事業基盤を構築して非連続的な成長を実現することが急務であり、そのための資金を調達する必要性が高まっている状況において、割当予定先から発行価額を当社株式の価額に比して 10%程度ディスカウントすることの打診を受けたためであります。当社は、資金調達の目的と、割当予定先の本新株式の保有方針が本件資本業務提携契約(以下「本件資本業務提携契約」という。)に基づき当社グループを中長期的かつ戦略的に支援することを踏まえつつ、本新株発行後の当社株式の流通量が既存株主に与える影響、事業状況及び信用リスクの諸観点から、発行価額に係るディスカウント率について十分に討議及び検討を行い、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する 10%を超えない範囲で相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価額について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果、当該範囲内のディスカウントとなる発行価額として 143 円を採用したものであります。

払込金額の決定にあたっては、直前取引日の終値を基準株価として採用し、最も直近の市場価格を反映した客観的な指標であり、恣意性が介入しない算定方法として適切であると判断したためであります。当該基準株価に対するディスカウント率については、当社の資金調達の必要性及び払込みの確実性の確保の観点から割当予定先と協議を行い、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」が定める 10%を超えない範囲内である発行価格であることに合意し、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと当社取締役会において判断しております。

払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役の意見等は、以下のとおりです。

当社監査役 3 名(いずれも社外監査役)全員から、①払込金額の算定根拠の合理性、②手続の適正性、③会社法上の有利発行非該当性の観点から、本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見をj得ております。

② 本新株予約権 本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関である茄子評価株式会社(所在地:東京都港区麻布十番一丁目2番7号 ラフィネ麻布十番701号室、代表者:那須川進一)による公正価値評価(モンテカルロ・シミュレーション)に基づき決定しております。茄子評価株式会社は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、当社の株価(158 円)、ボラティリティ(6.00%)、配当利回り(0%)、無リスク利子率(1.64%)、行使価額(158 円)、行使期間(2026 年 6 月10日から 2029 年 5 月 31 日までの 3 年間)、コミットメント条項及び取得条項等の諸条件を考慮した上で、本新株予約権の公正価値を算定しております。当社は、発行価額が当該算定結果と同額であることについて、合理的であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役 3 名(いずれも社外監査役)全員から、①当社及び割当予定先から独立した茄子評価株式会社による公正価値評価に基づき発行価額が算定されており算定根拠に合理性が認められること、②当該発行価額は会社法第 238 条第 3 項に定める「特に有利な金額」には該当しないこと、③発行に係る手続が適正に行われていること、以上を理由として、本新株予約権の発行価額は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見をj得ております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式及び本新株予約権の発行により発行される株式の合計数は最大 5,895,000 株(本新株式 2,098,000 株と本新株予約権の目的となる株式 3,797,000 株)であり、2026 年 2 月 12 日現在の当社発行済株式総数 10,252,060 株(議決権個数 102,520 個)に対する希薄化率は 57.50%(議決権に係る希薄化率は 57.50%)となります。希薄化の規模は大きいものの、当社といたしましては、今回の資金調達を、上記「I. 第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2)調達する資金の具体的な使途」に記載する通り、本第三者割当の実施により、当社グループの既存事業の安定的運営の確保及び M&A を通じた非連続的な成長を実現するために不可欠であり、中長期的な企業価値及び株主価値の向上が図られるものと考えている観点から、今回の第三者割当による新株式及び本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名 称	サイブリッジ合同会社		
(2)	所 在 地	東京都品川区南品川四丁目 4 番 17 号 品川サウスタワー		
(3)	代表者の役職・氏名	職務執行者 水口 翼		
(4)	事 業 内 容	株券等の取得及び所有		
(5)	資 本 金	10 百万円		
(6)	設 立 年 月 日	2023 年 3 月 15 日		
(7)	決 算 期	2 月		
(8)	従 業 員 数	1 人		
(9)	主 要 取 引 先	なし		
(10)	主 要 取 引 銀 行	りそな銀行		
(11)	主たる出資者及びその出資比率	サイブリッジホールディングス株式会社 100%		
(12)	当 社 と の 関 係			
	資 本 関 係	割当予定先が保有している当社株式の数 2,029,500 株 (議決権総数に対する割合 19.80%)		
	人 的 関 係	割当予定先が推薦した取締役 3 名(松島悟氏、水口翼氏、西川幸秀氏)が当社取締役に就任しております。		
	取 引 関 係	2026 年 1 月 14 日付資本業務提携契約に基づく業務提携関係があります。		
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は 2026 年 3 月 25 日付で当社のその他の関係会社に該当します。		
(13)	最近3年間の財政状態及び経営成績(単位:百万円)			
決算期	2024 年 2 月期		2025 年 2 月期	
	2026 年 2 月期			
純資産	4	△15	△8	
総資産	784	784	1,707	
売上高	0	0	0	
営業利益	0	△11	0	
経常利益	△5	△19	6	
当期純利益	△5	△19	6	

(注)1. 当社は、割当予定先であるサイブリッジ合同会社、同社の職務執行者であり割当予定先の株券等について権利行使を行う権限を実質的に有する水口氏、また同社の代表社員であり親会社でもあるサイブリッジホールディングス株式会社について、反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて確認するため、割当予定先及びサイブリッジホールディングス株式会社の謄本、与信調査を取得し、水口氏へのヒアリングを実施しております。さらに、割当予定先、水口氏及びサイブリッジホールディン

グス株式会社が暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社トクチョー(所在地:東京都中央区日本橋大伝馬町 11 番 8 号 フジスタービルディング日本橋 9 階、代表者:荒川一枝)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり、当社は、割当予定先とその関係者については、反社会的勢力との関係がないものと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2)割当予定先を選定した理由

第一に、割当予定先は、2026 年 1 月 14 日付で当社と資本業務提携契約を締結しており、当社の主要株主及び筆頭株主(議決権所有割合 19.80%)として当社の企業価値向上に取り組んでいるパートナーであります。本資金調達には、当該契約において合意された「新株予約権の発行等による追加的な資本提携の検討」を具体化するものであり、2026 年 3 月以降、週次での経営検討会議を実施し集中的に検討を行った結果、2026 年 4 月下旬頃に基本的な合意に至り、本件資金調達を実施することとしたものであります。

第二に、割当予定先の子会社である株式会社 fonfun を中核とするサイブリッジグループは、M&A を成長戦略の中核に位置づけており、2024 年以降ソフトウェア開発・SaaS・DX 関連領域を中心に複数の M&A を実行し、事業領域の拡大と収益基盤の強化を実現してきた実績を有しており、当社の M&A 戦略に資するパートナーであると判断いたしました。

(3)割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、本資金調達が資本業務提携の一環であり、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の最大化を目的としているため、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を中長期にわたり保有する方針である旨の説明を口頭にて受けております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年以内に本新株式及び本新株予約権の行使により取得する株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4)割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先は、「6. 割当予定先の選定理由等 (1)割当予定先の概要」の最近3年間の財政状態及び経営成績の通り、2025 年2月期以降、純資産がマイナスとなる債務超過の状況にあり、同社が提出した割当予定先名義の預金口座の通帳の写しにおいても本新株式及び新株予約権の割当てに際しての払込金である金 305,633,560 円に比して預金残高は不足していました。そのため、当社が割当予定先にヒアリングを実施したところ、サイブリッジホールディングス株式会社との金銭消費貸借契約に基づく資金繰りによって賄う見込みである旨の回答がありました。金銭消費貸借契約の内容は以下のとおりであります。

	サイブリッジホールディングス株式会社(貸主)
借主	サイブリッジ合同会社
借入金額	300百万円
返済期限	2027年5月25日

利率	2.5%
担保	なし
保証	なし

また、サイブリッジホールディングス株式会社の預金残高を確認したところ、同様に払込金である金305,633,560円に比して預金残高は不足しておりました。当社が割当先に確認を行ったところ、グループ会社間での金銭消費貸借契約に基づく資金繰りによって賄う見込みである旨の回答がありました。具体的には、割当予定先の親会社であるサイブリッジホールディングス株式会社が、同社のグループ会社であるサイブリッジグループ株式会社及び株式会社サイブリッジとの間でそれぞれ金銭消費貸借契約を締結し、合計300百万円を借り入れた上で、当該資金を割当予定先に対して貸し付けることにより、本新株式の払込資金に充当する予定である旨の説明を受けております。各金銭消費貸借契約の内容は以下のとおりであります。

	サイブリッジグループ株式会社(貸主)	株式会社サイブリッジ(貸主)
借主	サイブリッジホールディングス株式会社	サイブリッジホールディングス株式会社
借入金額	200百万円	100百万円
返済期限	2027年5月25日	2027年5月25日
利率	2.5%	2.5%
担保	なし	なし
保証	なし	なし

なお、サイブリッジグループ株式会社及び株式会社サイブリッジはいずれもサイブリッジホールディングス株式会社のグループ会社であり、ソフトウェア開発等を主たる事業として営む事業会社であります。また、サイブリッジグループ株式会社、株式会社サイブリッジ共に水口翼氏が代表取締役であるため、人的関係においても当社と密接な関係を有しております。当社は、割当予定先から当該グループ内融資の実行可能性について説明を受けており、本新株予約権の行使資金の調達に支障はないものと判断しております。以上より、当社は、割当予定先について、①本新株式及び新株予約権の払込資金は、割当予定先名義の預金口座の残高は不足しているものの、親会社であるサイブリッジホールディングス株式会社がサイブリッジグループ株式会社及び株式会社サイブリッジからそれぞれ金銭消費貸借契約に基づき調達し、その調達資金を割当予定先へ金銭消費貸借契約に基づき貸し付ける予定であることを確認済みであること、②本新株予約権の行使資金は現在取引のある金融機関から、サイブリッジ合同会社を含むグループ内の保有上場株式を担保とした融資により調達する想定であること、③本新株予約権については、当社取締役会の行使指示を受けた場合、割当予定先においてその都度払込みに必要な資金を確保できる見込みであることを確認しており、払込みに必要な財産の存在についても、サイブリッジグループ株式会社及び株式会社サイブリッジの5月15日付の口座残高の写しや決算書も確認し、問題はないものと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

割当予定先であるサイブリッジ合同会社は合同会社であり、その代表社員はサイブリッジホールディングス株式会社(100%出資)であります。サイブリッジ合同会社の職務執行者は水口翼氏であり、同氏が割当予定先の株券等について株主として権利行使を行う権限及びその指図権限を実質的に有しております。

当社は、割当予定先であるサイブリッジ合同会社、同社職務執行者である水口翼氏、及び親会社であるサイブリッジホールディングス株式会社について、反社会的勢力との関係を調査するため、謄本・与信調査の取得、水口翼氏へのヒアリング実施、及び独自に専門の第三者調査機関である株式会社トクチョー(代表取締役社長荒川一枝、東京都中央区日本橋大伝馬町11番8号フジスタービルディング日本橋9階)への調査依頼を行いました。当該調査の結果、反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

また、本新株予約権の払込資金の調達に関連して、サイブリッジホールディングス株式会社の借入先となるサイブリッジグループ株式会社及び株式会社サイブリッジについても、同様に株式会社ディー・クエスト(代表取

締役脇山太介、東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 5 階)への調査依頼を行い、反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。

以上の調査の結果、当社は割当予定先及びその関係者が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(2026年2月12日現在)		募集後	
サイブリッジ合同会社	19.80%	サイブリッジ合同会社	49.08%
モルガンスタンレーMUFG証券株式会社	4.15%	モルガンスタンレーMUFG証券株式会社	2.63%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	4.02%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	2.56%
楽天証券株式会社共有口	3.21%	楽天証券株式会社共有口	2.04%
株式会社SBI証券	2.57%	株式会社SBI証券	1.63%
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW 常任代理人 野村證券株式会社	1.32%	NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW 常任代理人 野村證券株式会社	0.84%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	1.22%	BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	0.78%
上山 直人	1.15%	上山 直人	0.73%
JP モルガン証券株式会社	1.04%	JP モルガン証券株式会社	0.67%
打田 保貴	0.97%	打田 保貴	0.62%

(注) 1. 割当前の持株比率は、2026年2月12日現在の株主名簿を基に記載しております。

2. 持株比率は発行済株式総数に対する比率を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

3. 割当後の大株主及び持株比率は、本新株式 2,098,000 株が発行され、かつ、本新株予約権の全て(潜在株式数 3,797,000 株)が行使された後の発行済株式数に基づき記載しております。なお、割当後の割当先の、本新株式 2,098,000 株のみ発行後の持株比率は 33.42%となります。

8. 今後の見通し

本資金調達による当社の業績への影響については、現時点において確定したものではありませんが、本資金調達により調達した資金を運転資金及び M&A 資金として活用し、中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ってまいります。具体的な案件が確定した場合には、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、希薄化率が 25%以上となる見込みであり、その場合、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続が必要となります。

そこで当社は、本第三者割当増資による既存株主への影響の大きさを考慮して、当社及び割当予定先との間に特段の取引関係がなく、当社の経営者を含むこれらの者から一定程度独立した者からなる特別委員会を設置いたしました。

本特別委員会のメンバーは、委員長に鈴木秀昌弁護士(桜こみち総合法律事務所)、委員に佐藤智穂公認会計士(佐藤智穂公認会計士事務所)、及び当社社外監査役である西本俊介氏を選定し、当該 3 名を構成員とする本特別委員会に対し、本第三者割当増資に関して、東京証券取引所の定める有価証券上場規程 432 条に定める本資金調達の必要性及び相当性に関する意見について意見を求め入手しております。なお、本取締役会決議においては、割当予定先と特別の利害関係を有する取締役 3 名(松島悟氏、水口翼氏及び西川幸秀氏)は審議及び決議に参加しておらず、残りの取締役 1 名の賛成により決議しております。なお、会社法第 369 条第 1 項の規定及び当社定款の定めにより、取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行うものとされており、特別利害関係取締役 3 名を除いた議決に加わることができる取締役は 1 名であることから、当該取締役 1 名の賛成により本取締役会決議は有効に成立しております。

当社としては、株主共同の利益の観点からの公正、公平な判断を可及的に担保することを目的として、本特別委員会に諮問しておりました。

当社が、本特別委員会から 2026 年 5 月 25 日付で入手した本第三者割当増資に関する意見は、以下のとおりです。

1. 結論

当委員会は、本資金調達には必要性及び合理性並びに資金調達手段としての優位性が認められ、その発行条件及び割当予定先の選定はいずれも相当であり、かつ、これによる既存株主の持株比率(議決権保有比率)の希薄化の規模も合理的な範囲内のものと認められると考える。

2. 貴社の資金調達の必要性

貴社では、創業以来の主力事業である PostPrime 事業において、新規ユーザーの獲得及び既存ユーザーの継続率の改善が想定どおりに進んでおらず、2026 年 5 月期第 3 四半期では、PostPrime 事業の売上高は 483 百万円(前年同期比 29.3%減)、営業損失は 15 百万円(前年同期は営業利益 253 百万円)となり、黒字体質からの転落が顕在化している。これに加え、TakaTrade 事業の大幅赤字及び新規サービスの提供開始遅延も重なって、貴社グループにおいては、2026 年 5 月期の通期連結業績予想を、売上高 597 百万円(前期比 33.4%減)、営業損失 316 百万円、経常損失 294 百万円、親会社株主に帰属する当期純損失 322 百万円へと大幅に下方修正せざるを得ない状況にある。

そして、貴社は、新経営体制の下、「選択と集中」を通じた第二創業の成長創出を掲げ、非中核事業である「TakaHealth」に投じていた経営資源を PostPrime 事業へ集中するとともに、PostPrime 事業においてはトップクリエイターのリクルーティング、有料ユーザー用掲示板の導入による高品質コミュニティの構築、ユーザー獲得チャネルの多角化等の施策を推進し、加えて、M&Aによる非連続的な成長戦略の推進を重要課題と位置付けているとのことであり、その方針の説明に特段不合理な点は認められない。

そうすると、貴社が現在の経営状況下において上記経営改革の実行を可能とするのに必要な規模の資金調達を行うことには、事業上の必要性が認められる。

(7) 本資金調達により調達する資金の使途の合理性

a 資金使途の概要

貴社の説明によれば、貴社は本資金調達により調達する資金のうち 101 百万円を運転資金に、799 百万円(本新株式の発行により調達する 199 百万円及び本新株予約権の行使により調達する 599 百万円の合計額)を M&A 資金にそれぞれ充当するとのことである。

b 運転資金 101 百万円について

貴社の説明によれば、運転資金に充当する 101 百万円は、プラットフォームの維持運営に関わるシステム利用費 78 百万円及び人件費 23 百万円(いずれも充当予定時期は 2026 年 6 月から 2027 年 5 月まで)に優先的に費消することである。

貴社グループの PostPrime 事業を中心とする事業においては、相当額のシステム利用費が発生することは避けられないところ、2025 年 6 月から 2026 年 3 月の各月のシステム利用費の実績は 7 百万円強から 10 百万円強であった。これに対し、システム利用費として想定する 78 百万円は、各月のシステム利用費を 6.5 百万円へと削減して算定しているものである。また、人件費 23 百万円も、2025 年 6 月から 2026 年 3 月の各月の人件費の実績に比して不必要又は不合理な額とはいえない。

したがって、貴社が、本新株式の発行により調達する資金のうち 101 百万円の使途を、運転資金のうちシステム利用費及び人件費という貴社グループを運営するうえで不可欠な支出に優先的に費消することとして本新株式の発行を行うことについては、その充当額も含め、特段不合理な点は認められない。

c M&A資金 799 百万円について

(a) 本新株式の発行により調達する 199 百万円について

貴社グループにおいては、売上を回復して黒字体質に転換し、企業価値を向上させるためには、外部企業とのM&Aによって創業者依存から脱却した事業基盤を構築することが唯一の現実的手段であるということであり、この説明に特段不合理な点は認められない。また、貴社の説明に係るシナリオによれば、増資後にM&Aを実行した場合の時価総額は、現在の時価総額を上回る算定となっているところ、この算定の合理性を直ちに否定する点は見当たらない。

そして、貴社は、本件割当予定先との間の資本業務提携の一環として本件割当予定先のグループ会社である株式会社サイブリッジとの間で締結したM&A候補案件の探索及び初期スクリーニング等を業務内容とする業務委託契約に基づき、本件割当予定先と協議してM&A候補案件13社掲載のショートリストを作成し、現在、継続的にM&Aの案件ソーシングを進めている。現時点では具体的に確定したM&A案件はないものの、貴社が買収の意向表明書を提出している案件が2件、また、トップ面談を実施している案件が4件あるということである。

当該13社の各事業内容は本M&A方針と整合性を欠くものとは認められないから、貴社事業との親和性が高い対象領域についてM&Aの検討を進めているとの貴社の説明には一定の合理性が認められる。また、当該13社各社の買収想定金額についても、その合理性を直ちに否定する要素は見当たらない。そして、当該13社のうち、貴社が買収の意向表明書を提出している案件が2件、トップ面談を実施している案件が4件あることからすると、本新株式の発行により調達する資金のうち 199 百万円をM&A資金に充当することに不合理な点は認められない。

(b) 本新株予約権の行使により調達する 599 百万円について

貴社は、本M&A方針に適合する好案件が現れたときは、そのM&A候補先企業に対して速やかに買収に係る条件を提示する必要がある。しかし、その際、貴社においてM&A資金の調達の蓋然性(裏付け)が担保されていなければ、その条件提示を行うことができずその案件を逸するケースも想定され得るところである。そうすると、貴社が、貴社においてM&Aを戦略的な意思決定によって機動的に実行するために、今般、本新株式の発行のみにとどめず、併せて本新株予約権も発行することによって相当額のM&A資金を事前に確保する必要があると考えることには、相応の合理性が認められる。

そして、貴社グループは、本M&A方針に基づき、既存事業との単発的なシナジーを企図するのではなく、複数企業を買収及びグループインを経て、各事業のコンテンツの制作・拡販・収益最大化を通して貴社の企業価値を向上させることを志向していくということである。これを前提とすれば、上記13社各社の買収想定金額を参照する限りでも貴社には相応の規模のM&A資金の準備が必要となり、貴社においてこれに見合う規模の資金をあらかじめ確保しておく必要があると考えられるから、本新株式の発行と併せて 599 百万円規模の新株予約権の発行を行うことには、不合理というべき点は特段認められない。

(4) 小括

以上のとおり、当委員会は、貴社には資金調達の必要性が認められるものとする。

3. 貴社の資金調達の相当性

(7) 他の資金調達手段との比較における本資金調達のスキームの優位性

貴社は、資金調達のための手段として複数の手段を検討したうえで、第三者割当による新株式の発行と新株予約権(エクイティ・コミットメントライン付)の発行の組合せ(上記(1)エ。以下「本スキーム」という。)が最も合理的であると判断したとのことである。

貴社の経営状況を踏まえ、新経営体制の下、「選択と集中」を通じた第二創業の成長創出を掲げ、PostPrime 事業に関する各種施策を推進し、加えて、M&Aによる非連続的な成長戦略の推進を重要課題と位置付けており、そのための資金の調達が必要であると判断したものであるところ、貴社の計画においては、財務健全性と機動性とをできる限り両立させ、M&A案件の創出状況に応じて資金配分をタイムリーかつ弾力的に行うことが必要であり、また、投資資金を回収するまでに相当の期間を要するものと考えられる。このような目的及び性質の資金を調達するという観点から考えると、デット・ファイナンスは有利子負債の増加や自己資本比率の低下を通じて財務柔軟性及び与信余力を損なうおそれがあり、公募増資は必要な額の調達の確実性が低いうえでタイムリーな資金配分の機動性確保が難しく、新株予約権のみの発行やライツ・オフリングは必要資金の必要な時点での確保の確実性を欠き、また、転換社債型新株予約権付社債(MSCB等)は、転換が進まない場合には負債が残存し、希薄化コントロールも困難であるため、適切とはいえない。

一方、本スキームは、自己資本の増強に資する資金調達手段であり、タイムリーな資金確保の確実性及び資金配分の機動性を有するものである。加えて、本新株予約権にはコミットメント条項を付しているため、本件割当予定先は貴社取締役会の実行指示に対して行使義務を負うことから、貴社は資金需要が発生した時点で短期的かつ確実に資金調達を実現することができる。そうすると、本スキームは他の資金調達手段よりも優位にあるものといえることができる。

したがって、貴社の検討の内容及び結果に不合理な点はなく、本スキームは貴社の今般の資金調達の手段として相当である。

(4) 本新株式及び本新株予約権の各発行条件の相当性

a 本新株式の発行条件の相当性

本新株式の発行における発行価額は143円であり、貴社の本新株式の発行に係る取締役会決議を行う直前取引日(2026年5月22日)の貴社株式の価額(終値)158円に対するディスカウント率は9.5%である。

貴社の説明によれば、発行価額を143円とした経緯は次のとおりである。すなわち、貴社は、既存事業を安定的に運営するだけでなく、外部企業とのM&Aにより創業者依存から脱却した事業基盤を構築して非連続的な成長を実現することが急務であり、そのための資金を調達する必要性が高まっている状況にある。貴社は、その状況下において、本件割当予定先から発行価額を貴社株式の価額に比して10%程度ディスカウントすることの打診を受けた。貴社は、資金調達の目的と、本件割当予定先の本新株式の保有方針が本件資本業務提携契約に基づき貴社グループを中長期的かつ戦略的に支援するというものであることを踏まえつつ、本新株発行後の貴社株式の流通量が既存株主に与える影響、貴社の事業状況及び信用リスクの諸観点から、発行価額及びこれに係るディスカウント率について十分に討議及び検討を行った。その結果、貴社は、日本証券業協会の策定に係る「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の要請(第三者割当による新株式の発行価額は原則として当該株式の発行に係る取締役会決議の直前日(直前日における売買がない場合は直前取引日)の価額に0.9を乗じた額以上の価額とする)に反しない範囲でディスカウントを受け入れることはやむを得ないと判断したうえで、具体的な発行価額について吟味を重ね、本新株式の発行価額を143円とするという結論に至った、とのことである。貴社のこの説明に不合理な点は見当たらない。

そうすると、本新株式の発行において発行価額を143円とすることは、本新株式の発行に係る取締役会決議の直前取引日の貴社株式の価額(終値)を基準とするものであって、既存株主の利益を保護する観点からも合理的であり、また、ディスカウント率も、貴社の説明によると上記のとおり多角的な観点からその合理性を十分に検討した結果採用した割合ということであり、上記指針の要請に沿ったものにもなっている。したがって、本新株式の発行において発行価額を143円とすることは、本件割当予定先に「特に

有利な金額」(会社法第 199 条第 3 項)の払込金額を設定するものではなく、その発行条件は相当である。

b 本新株予約権の発行条件の相当性

貴社の説明によれば、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、第三者評価機関である茄子評価株式会社が、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、貴社株式の価額(158 円)、株価変動性(ボラティリティ)(6.00%)、配当利回り(0%)、無リスク利率(1.64%)、行使価額(158 円)、行使期間(2026 年 6 月 10 日から 2029 年 5 月 31 日まで)、コミットメント条項及び取得条項等の諸条件を考慮したうえで、本新株予約権の公正価値を 148 円と算定している。貴社は、同算定結果は合理的であり、本件割当予定先に「特に有利な金額」にあたらぬものと判断して、本新株予約権の発行価額を同算定結果と同額の 148 円と決定したとのことである。貴社の説明及び茄子評価株式会社の作成に係る評価報告書のいずれの内容にも特段不合理な点は見当たらない。

また、本新株予約権の行使価額は、貴社の本新株予約権の発行に係る取締役会決議を行う直前取引日(2026 年 5 月 22 日)の貴社株式の価額(終値)158 円(ディスカウントなし)としているとのことである。

そうすると、本新株予約権の発行価額及び行使価額のいずれについても適正かつ妥当な価額であると判断したという貴社の説明に不合理な点は認められず、また、本新株予約権の発行において発行価額を 148 円とすることは本件割当予定先に「特に有利な金額」(会社法第 238 条第 3 項)の払込金額を設定するものとはいえない。したがって、本新株予約権の発行条件は相当である。

(ウ) 本資金調達による持株比率(議決権保有比率)の希薄化の規模の相当性

本新株式の発行により割り当てられる募集株式の数及び本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計は、最大で 5,895,000 株(当該株式に係る議決権の数は 58,950 個)であり、2026 年 2 月 12 日現在の貴社の発行済株式総数 10,252,060 株(当該株式に係る議決権の数は 102,520 個)に対する希薄化率は 57.5%(議決権数に対する希薄化率は 57.5%)となるから、本資金調達は、既存株式の持株比率に重大な影響を及ぼすような数の新株式及び新株予約権が発行されて第三者に割り当てられる場合に当たる。

一方、貴社が現在の経営状況下において経営改革の実行を可能とするのに必要な規模の資金調達を行うことには事業上の必要性が認められ、かつ、本資金調達により調達する資金の用途(運転資金及びM&A資金)並びにその各金額は合理的なものと認められる。そして、貴社の説明に係るシナリオによれば、増資後にM&Aを実行した場合の時価総額は、現在の時価総額を上回る算定である。すなわち、貴社は、貴社が増資後にM&Aを実行した場合の時価総額の算定における適切な株価収益率(PER)の設定レンジを考察するにあたり、市場特性や事業内容が貴社と類似する複数企業の PER を比較対象として挙げ、成長期待と現実的な収束水準の両面から検討を行っているところ、その検討においては、黒字化したばかりの企業にみられる極端な数値は除外し、安定収益フェーズにある企業の数値を参照して、保守的かつ現実的な企業価値を算定しようとし、その結果、東京証券取引所プライム市場に株式を上場している情報通信系企業の 2026 年 4 月末日時点の加重平均 PER20.9 倍(株式会社日本取引所グループの公表に係る数値)を保守的な下限とし、同取引所グロース市場における成長期待プレミアムを加味した水準として PER20~25 倍が相当なレンジであると算定した、ということである。この算定に不合理な点は認められない。そうすると、貴社の現在の時価総額が約 16.1 億円(2026 年 5 月 22 日時点の貴社株式の価額 158 円×発行済株式総数 10,252,060 株)であるのに対し、本資金調達実行後かつ本新株予約権全部行使後の時価総額は、PER を 20 倍とした場合は約 21 億円($EPS^1 6.52 \text{ 円} \times PER 20 \text{ 倍} \times \text{発行済株式総数 } 16,147,060 \text{ 株}$)、PER を 25 倍とした場合は約 26.3 億円($EPS 6.52 \text{ 円} \times PER 25 \text{ 倍} \times \text{発行済株式総数 } 16,147,060 \text{ 株}$)となり、いずれの場合も現在の時価総額を上回ることになる。以上の貴社の説明を踏まえれば、本資金調達により調達する資金を用いてM&Aを行うことによって貴社の企業価値及び株主価値が中長期的に向上することが見込まれ

¹ 一株当たり当期純利益 (EPS) = 105,222,904 円 (本資金調達により調達する資金の用途に関するシミュレーションにより試算した 2029 年 5 月期当期純利益 (業績目標ではない)) ÷ 16,147,060 株 (本新株予約権全部行使後の発行済株式総数) = 6.52 円

る一方で、本資金調達を行わなければ、貴社グループは創業者依存から脱却した事業基盤を構築することができず、売上を回復して黒字体質に転換することが困難となると考えることには、一定の合理性が認められる。

そのうえで、本資金調達は、貴社が当面において最低限必要と見積もった 300 百万円を新株式の発行により調達し、599 百万円は新株予約権により調達するという組合せによるものであることに加えて、本新株予約権は、行使価額が固定され、かつ行使価額修正条項を設けないことから、株価下落時における追加的な希薄化リスクがないこと、本新株予約権には貴社による取得条項(消却)を付しており、本新株予約権による調達資金の使途であるM&Aが達成されるなどした場合には貴社の判断により潜在株式を消滅させることができること、本新株予約権の譲渡には貴社取締役会の承認を要する旨の制限を付していること、という設計が施されている。すなわち、本スキームは、貴社における資金調達の必要性の下で、既存株主の持株比率(議決権保有比率)の希薄化の程度を最低限に抑えつつ事業上必要な資金を調達しようとするものであって、この点に関する貴社の説明に不合理な点は特段認められない。

したがって、本資金調達による既存株主の持株比率(議決権保有比率)の希薄化の規模は合理的な範囲内のものであって相当であると認められる。

(エ) 本資金調達の割当予定先選定の相当性

貴社の説明によれば、貴社は、次の理由により本件割当予定先を本資金調達の割当予定先として選定したとのことである。

第一に、本件割当予定先は、既に貴社との間で本件資本業務提携契約を締結しており、貴社の主要株主及び筆頭株主として貴社の企業価値向上に取り組んでいるパートナーであること、本資金調達は、本件資本業務提携契約において合意された追加的な資本提携を具体化するものであることから、本資金調達によって本件割当予定先との資本関係を一層強固にすることにより、業務提携の実効性を高めることが期待されることである。貴社のこの説明の内容は合理的なものと認められる。

第二に、本件割当予定先の企業グループ(サイブリッジグループ)はM&Aを通じた企業価値向上の実績を有していることである。すなわち、同企業グループは、ソフトウェア開発事業、SaaS事業、メディア事業及びM&A事業等を展開するインターネットベンチャー企業グループであるところ、株式会社fonfunは、現在は同企業グループの中核企業となっているが、これは、本件割当予定先が同社の企業価値をM&Aを通じて大幅に向上させたという経緯によるものであり、貴社は、この実績に鑑みて、本件割当予定先を貴社の成長戦略に資するパートナーとなり得ると判断したということである。貴社のこの説明の内容にも不合理な点は見当たらない。

したがって、本件割当予定先は本資金調達の割当予定先として相当であると考えられる。

(オ) 小括

以上によれば、本資金調達には資金調達手段としての優位性が認められ、また、その発行条件及び割当予定先の選定はいずれも相当であり、かつ、本資金調達による既存株主の持株比率(議決権保有比率)の希薄化の規模も合理的な範囲内のものと認められると考えられる。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1)最近3年間の業績(連結)

(百万円)

	2023年5月期	2024年5月期	2025年5月期
連結売上高	787	945	897
連結営業利益	247	351	183
連結経常利益	260	383	175
親会社株主に帰属する 当期純利益	186	263	87
1株当たり連結当期純利益 (円)	18.61	26.32	8.65
1株当たり配当金(円)	0.00	0.00	0.00
1株当たり連結純資産(円)	60.21	86.52	98.44

(2)現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2026年5月22日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,252,060株	100%
現時点の転換価額(行使価額) における潜在株式数	—	—

(3)最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

決算年月	2025年5月期
始値(円)	450
高値(円)	1,427
安値(円)	434
終値(円)	625

※当社は2024年6月20日に東京証券取引所グロース市場へ上場したため2025年5月期のみの株価を記載しています。

② 最近6か月間の状況

	2025年 12月	2026年 1月	2月	3月	4月	5月
始値(円)	179	205	195	197	207	180
高値(円)	199	218	205	202	221	188
安値(円)	172	198	190	194	175	148
終値(円)	172	210	200	201	179	158

(注)2026年5月の株価については、2026年5月22日現在で表示しております。

③ 発行決議日の直前取引日における株価

	2026年5月22日
始値(円)	153
高値(円)	160
安値(円)	152
終値(円)	158

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・IPO時の公募増資

払込期日	2024年6月20日
調達資金の額	33,400千円(差引手取概算額)
発行価額	450円
募集時における発行済株式数	10,000,000株(発行時)
当該募集による発行株式数	100,000株
募集後における発行済株式総数	10,100,000株
発行時における当初の資金用途	エンジニア部門、カスタマーサポート部門、管理部門の採用費及び人員増加による人件費(2025年5月期に全額充当予定)
発行時における支出予定時期	2025年5月期
現時点における	全額充当済み

充 当 状 況	
---------	--

11. 発行要項

別紙に記載のとおりです。

以上

別紙 1

PostPrime株式会社

新株発行要項

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式 2,098,000 株 |
| (2) 払込金額 | 総額 金 300,014,000 円(1 株につき金 143 円) |
| (3) 払込期日 | 2026 年 6 月 10 日 |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | |
| | 増加する資本金の額 金 150,007,000 円 |
| | 増加する資本準備金の額 金 150,007,000 円 |
| (5) 払込取扱金融機関 | 株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店 |
| (6) 割当先及び割当株数 | |
| サイブリッジ合同会社 | 2,098,000 株 |

PostPrime株式会社

第7回新株予約権(エクイティ・コミットメントライン付・行使価額固定型)発行要項

1. 本新株予約権の名称

PostPrime株式会社第7回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2026年6月10日

3. 割当日

2026年6月10日

4. 払込期日

2026年6月10日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権をサイブリッジ合同会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 3,797,000 株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

(3) 当社が第10項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合(但し、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

37,970 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 148 円(本新株予約権の目的である株式1株当たり 1.48 円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初 158 円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新発行} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{処分株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & \text{時価} \\ \text{調整} & = & \text{調整} & \text{既発行} & + & \\ \text{後行使} & & \text{前行使} & \text{株式数} & & \\ \text{価額} & & \text{価額} & & & \\ \text{額} & & \text{額} & & & \\ & & \times & & & \\ & & & \text{既発行株式数} & + & \text{新発行・処分株式} \\ & & & & & \text{数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、第三者割当てによりサイブリッジ合同会社に対して第3項記載の割当日付で当社普通株式を交付する場合、譲渡制限付株式報酬制度に基づき株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当てによる場合を含む。但し、ストックオプション制度に基づき新株予約権を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

- ⑤ 上記①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記①乃至③にかかわらず、調整後

行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、上記第(2)号⑤の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2026年6月10日から2029年5月31日(第13項各号に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合には、取得される本新株予約権については、同項各号に定める取得日の前営業日)までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金(148 円)とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、2026 年5月 22 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

18. 行使請求受付場所

PostPrime株式会社 コーポレート本部

19. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店

20. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以 上